

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年9月28日
【中間会計期間】	2011年度中(自 2011年1月1日 至 2011年6月30日)
【会社名】	ジンマー・ホールディングス・インク (Zimmer Holdings, Inc.)
【代表者の役職氏名】	上席副社長、法律顧問兼秘書役 チャド F. フィップス (Chad F. Phipps, Senior Vice President, General Counsel and Secretary)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国46580 インディアナ州 ワルソー、イースト・メイン・ストリート 345 (345 East Main Street, Warsaw, Indiana 46580, U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 石 井 禎
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03)5157 - 2700
【事務連絡者氏名】	弁護士 齊 藤 裕 也 弁護士 太 宰 未 桜
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03)5157 - 2700
【縦覧に供する場所】	該当なし

注(1) 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」、「ジンマー・ホールディングス・インク」及び「ジンマー」とは、文脈に応じてジンマー・ホールディングス・インク又はジンマー・ホールディングス・インク及びその子会社を指す。

注(2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」及び「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円は、1ドル=77.01円の換算率(平成23年9月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客外国為替相場仲値)により換算されている。

注(3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

当半期中、重要な変更はなかった。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(単位：株式数、1株当りの金額を除き百万ドル、括弧内は百万円)

	2011年 中間会計期間 (未監査)	2010年 会計年度末	2010年 中間会計期間 (未監査)	2009年 会計年度末	2009年 中間会計期間 (未監査)
純売上高	2,253.0 (173,504)	4,220.2 (324,998)	2,120.5 (163,300)	4,095.4 (315,387)	2,012.5 (154,983)
営業利益	556.3 (42,841)	916.7 (70,595)	522.2 (40,215)	1,018.8 (78,458)	576.3 (44,381)
当期純利益	412.7 (31,782)	596.9 (45,967)	370.9 (28,563)	717.4 (55,247)	412.3 (31,751)
総資産額	8,249.2 (635,271)	7,999.9 (616,072)	7,827.3 (602,780)	7,785.5 (599,561)	7,462.1 (574,656)
純資産	6,015.8 (463,277)	5,771.3 (444,448)	5,734.5 (441,614)	5,638.7 (434,236)	5,805.6 (447,089)
自己資本率	72.92%	72.14%	73.26%	72.42%	77.80%
普通株式1株当り当期純利益(ドル、括弧内は円)					
基本	2.15 (166)	2.98 (229)	1.83 (141)	3.34 (257)	1.89 (146)
希薄化後	2.14 (165)	2.97 (229)	1.82 (140)	3.32 (256)	1.88 (145)
平均発行済普通株式数(百万株)					
基本	192.1	200.0	202.4	215.0	218.1
希薄化後	193.3	201.1	203.6	215.8	218.8
現金配当	-	-	-	-	-
営業活動より得た 正味キャッシュ フロー	433.2 (33,361)	1,193.5 (91,911)	532.2 (40,985)	1,117.5 (86,059)	379.7 (29,241)
投資活動より得た (使用した)正味 キャッシュフロー	(162.5) (-12,514)	(726.9) (-55,979)	(91.9) (-7,077)	(381.2) (-29,356)	(174.3) (-13,423)
財務活動より得た (使用した)正味 キャッシュフロー	(324.3) (-24,974)	(489.6) (-37,704)	(169.8) (-13,076)	(262.1) (-20,184)	(142.0) (-10,935)
現金及び現金同等物 期末残高	624.1 (48,062)	668.9 (51,512)	953.7 (73,444)	691.7 (53,268)	277.5 (21,370)
従業員数	約8,600人	約8,800人	約8,300人	約8,200人	約8,200人

2 【事業の内容】

当半期中に、重要な変更はなかった。

3 【関係会社の状況】

当半期中に、重要な変更はなかった。

4 【従業員の状況】

2011年6月30日現在、当社は、1,000人超の研究・開発要員を含め、世界で約8,600人の従業員を雇用している。約4,600人が米国に居住し、約4,000人が米国外（主に欧州全域及び日本）に拠点をおいている。全世界で3,600人超の当社従業員が製品の製造に従事している。インディアナ州ワルソーの製造施設では、1,400人以上の従業員が雇用されている。当社の北米従業員の内、団体協約の適用を受ける労働組合員は約150人である。

当社はオハイオ州ドーバーにある施設の従業員を対象とするLocal 2737-15を代表し、全米鉄鋼労働組合との団体協約を結んでいるが、かかる協約は2012年5月15日まで有効である。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

経営陣による財務状況及び経営成績の検討及び分析

以下の議論及び分析は、本報告書「第6 経理の状況」に含まれる当社の要約連結財務書類及びその注記と併せて読まれない。本議論及び分析に含まれる%表示の数字については、整数をもとに算出されたものであるため、開示目的で使われる四捨五入による数字とは異なる可能性がある。また、本報告書「第6 経理の状況」に含まれる2010年度要約連結財務書類の数字の一部は、2011年度の表示に合わせて再分類されている。

概要

以下に記す事象又は動向は、2011年6月30日に終了した四半期及び半期の当社の財務状況、経営成績及びキャッシュ・フロー並びに2011年度下半期の成績を理解する上で、重要と思われる。

需要（数量及び製品構成）動向

2011年6月30日終了四半期、販売数量が増加し、製品売上構成が変化したことにより、売上高は3ポイント前年比で押し上げられた。これは2010年6月30日終了四半期及び2011年3月31日終了四半期の数字と比較して1ポイント低下したことになる。前年同期は、販売数量、製品売上構成ともに横ばいであった。

販売数量及び製品売上構成は、特に南北アメリカ地域セグメントをはじめとする世界経済の低迷の影響を引き続き受けている。失業率が依然高いことから民間医療保険への加入率も低下しており、そのため、関節置換手術を受ける患者の数にも影響が及んでいる。

長期的には、世界的な人口の高齢化、肥満、より活動的なライフスタイル、新興市場の成長、革新的新素材、外科技術の進歩や関節置換術の利点が臨床的に証明されたことによって、市場の継続的な成長が可能であることが示されている。また、Prolong®ハイクロスリンク・ポリエチレン、Trabecular Metal™技術製品、Kinectiv®技術による股関節ステム、高屈曲性人工膝、多孔性股関節ステム及び各患者仕様の器具の導入等、プレミアム製品の需要が引き続き増加しており、売上拡大にプラスの影響が継続することが予想される。

価格動向

2011年6月30日終了四半期、全世界の販売価格により、売上増加率は前年同期比で1%引き下げられた。これは、2010年6月30日終了四半期及び2011年3月31日終了四半期と同様であった。また、2011年6月30日終了四半期、アメリカ地域の販売価格は、前年同期比で売上増加率を1%引き下げた。ヨーロッパ地域では、2011年6月30日終了四半期、売上増加に対する販売価格の影響は微小であった。アジア太平洋地域では、同四半期、価格動向により売上増加率は前年同期比で3%押し下げられたのに対し、2011年6月30日終了四半期、影響はマイナス1%となり価格動向は改善している。この改善は、主に、2010年4月1日に日本で実施された2年に1度の価格見直しから1年経過したことに起因する。そのため、2011年度後半の同地域における価格動向は、2011年6月30日終了四半期の成績と同様となることが予想される。政府による医療費抑制措置が続けられており、各病院や医療保険制度からの価格に対する値下げ圧力も引き続き高いことなどから、2011年度における全世界の販売価格は約1%低下するものと当社では見ている。

外国為替相場

2011年6月30日終了四半期、外国為替相場の変動により売上は6%増加した。2011年12月31日終了年度の為替レートが2011年6月30日現在のレートから変動しない場合、他通貨に対するドル安によって売上は約3%押し上げられるものと予想される。当社は、通常の業務及び財務活動の中で、また状況と適切な承認に基づいて、為替変動と為替リスクの管理のみを目的とした外国為替先物予約及び通貨オプションを利用することにより、通貨ボラティリティと為替リスクの管理に努めている。外国為替相場の変動は売上高に影響するが、製品売上原価に計上されるヘッジ契約による損益との相殺により、当面の純利益への影響は最小限にとどまることが予測される。

2011年度の見通し

2011年度の売上の伸びは5.5%から6.5%となると当社では見ている。かかる売上成長は、世界における膝関節及び股関節処置市場の伸びが横這いかわずかに上向きとなることを前提としている。前述のとおり、売上成長率は、価格動向により約1%引き下げられ、為替レート（2011年6月30日現在のレートに基づく。）により約3%押し上げられると当社では予想する。

為替レートが2011年6月30日現在のレートで推移したと仮定した場合、2011年度の売上総利益率は約75%となると予想される。かかる数字は、米ドル安による外国為替ヘッジ損失が予測されることを算定に入れた結果である。研究開発への投資は、引き続き売上比で5%から5.5%を継続して行なう見通しである。世界における販売チャネルの拡大に投資を継続し、国外市場からの収益割合を高めていく中、当社の販売及び一般管理費（SG&A）は売上比で約41%となると予想される。

2011年度、全世界で実施している再構築及び改革に対する費用が、75百万ドルから80百万ドル発生すると予想される。また先般行なった買収に伴う統合費用について、さらに15百万ドルから20百万ドル発生すると予想される。当社では、損益計算書において、かかる90百万ドルから100百万ドルの一部を製品原価に、またその大半を「特別項目」に認識することを見込んでいる。前段落に述べた売上総利益率及びSG&A率はこれらの費用を反映していない。

経営成績

事業セグメント別純売上高

下表は、事業セグメント別の純売上高と増減率の内訳を示している。

	6月30日終了四半期		増減率	数量構成比	価格	外国為替
	2011年度	2010年度				
	(単位:百万ドル)			(%)		
アメリカ地域	608.6	609.3	—	1	(1)	—
ヨーロッパ地域	324.7	276.5	17	5	—	12
アジア太平洋地域	204.1	171.9	19	7	(1)	13
合計	1,137.4	1,057.7	8	3	(1)	6

本報告書の表中で言及される「外国為替」とは、為替レートの変動が売上増加に及ぼす影響を示している。

	6月30日終了半期		増減率	数量構成比	価格	外国為替
	2011年度	2010年度				
	(単位:百万ドル)			(%)		
アメリカ地域	1,238.3	1,225.0	1	2	(1)	—
ヨーロッパ地域	623.9	562.6	11	4	1	6
アジア太平洋地域	390.8	332.9	17	9	(2)	10
合計	2,253.0	2,120.5	6	4	(1)	3

製品カテゴリー別純売上高

下表は、製品カテゴリー別の純売上高と増減率の内訳を示している。

	6月30日終了四半期		増減率	数量構成比	価格	外国為替
	2011年度	2010年度				
	(単位:百万ドル)			(%)		
再建用製品						
人工膝関節	470.9	452.9	4	1	(2)	5
人工股関節	345.0	317.1	9	4	(2)	7
義肢製品	40.7	38.2	7	5	(1)	3
合計	856.6	808.2	6	2	(2)	6
歯科用製品	67.1	55.9	20	8	8	4
外傷用製品	69.1	57.8	20	12	2	6
人工脊椎	56.4	57.9	(3)	(5)	(1)	3
外科及びその他	88.2	77.9	13	8	—	5
合計	1,137.4	\$ 1,057.7	8	3	(1)	6
	6月30日終了半期					
	2011年度	2010年度	増減率	数量構成比	価格	外国為替
	(単位:百万ドル)			(%)		
再建用製品						
人工膝関節	933.1	913.3	2	1	(2)	3
人工股関節	682.3	632.8	8	5	(2)	5
義肢製品	83.6	76.6	9	8	(1)	2
合計	1,699.0	1,622.7	5	3	(2)	4
歯科用製品	129.5	107.6	20	9	9	2
外傷用製品	139.2	118.2	18	13	1	4
人工脊椎	113.3	117.9	(4)	(4)	(2)	2
外科及びその他	172.0	154.1	12	7	—	5
合計	\$ 2,253.0	\$ 2,120.5	6	4	(1)	3

以下の表は、各製品カテゴリーの地域別純売上高を示している。

	6月30日終了四半期		増減率 (%)	6月30日終了半期		増減率 (%)
	2011年	2010年		2011年	2010年	
	(単位:百万ドル)			(単位:百万ドル)		
再建用製品						
人工膝関節						
アメリカ地域	266.5	279.8	(5)	544.3	566.0	(4)
ヨーロッパ地域	127.9	106.1	21	245.1	219.7	12
アジア太平洋地域	76.5	67.0	14	143.7	127.6	13
人工股関節						
アメリカ地域	151.4	148.4	2	306.0	295.2	4
ヨーロッパ地域	121.8	109.2	12	236.0	221.0	7
アジア太平洋地域	71.8	59.5	20	140.3	116.6	20
義肢製品						
アメリカ地域	31.1	29.6	5	64.3	59.2	9
ヨーロッパ地域	6.9	6.2	10	13.7	12.7	8
アジア太平洋地域	2.7	2.4	14	5.6	4.7	20
合計	856.6	808.2	6	1,699.0	1,622.7	5
歯科製品						
アメリカ地域	33.6	28.5	18	68.3	55.7	23
ヨーロッパ地域	25.0	21.4	16	45.7	40.2	13
アジア太平洋地域	8.5	6.0	44	15.5	11.7	33
外傷用製品						
アメリカ地域	35.1	31.3	12	72.1	63.9	13
ヨーロッパ地域	15.9	11.2	43	30.0	23.0	31
アジア太平洋地域	18.1	15.3	19	37.1	31.3	18
人工脊椎						
アメリカ地域	37.3	41.7	(11)	76.1	85.7	(11)
ヨーロッパ地域	14.4	12.6	15	28.2	25.5	11
アジア太平洋地域	4.7	3.6	29	9.0	6.7	34
外科及びその他						
アメリカ地域	53.6	50.0	7	107.2	99.3	8
ヨーロッパ地域	12.8	9.8	32	25.2	20.5	23
アジア太平洋地域	21.8	18.1	20	39.6	34.3	15
合計	1,137.4	1,057.7	8	2,253.0	2,120.5	6

人工膝関節

人工膝関節の売上は、2011年6月30日終了四半期及び半期、前年同期比でそれぞれ4%及び2%増加した。2011年度上半期、当該処置に係る価格は低下したが、販売量は世界全体では横這いから微増となったと推定する。2011年度下半期は前年同期比で改善する一方、販売量は、失業率に係る循環的減少による圧力を受け続けることが予想される。

Gender Solution® 膝大腿骨インプラント、NexGen LPS-フレックス膝関節及びNexGen CR-フレックス膝関節を含むNexGen®全膝関節ソリューション製品ラインとGender Solutions Natural-Knee®フレックス・システムにより、人工膝関節の売上は拡大した。また、Gender Solutions膝蓋大腿関節及びZimmer®患者別機器製品ラインも売上を伸ばしている。ヨーロッパでは、2011年6月30日終了四半期、公的医療制度に基づく保健省との大型随意契約を完了したことから、当該セグメントにおける膝関節製品の売上は増加した。さらにヨーロッパでは、外国為替レートの影響により、2011年6月30日終了四半期及び半期、膝関節製品の売上は12%と6%、それぞれ増加した。また、アジア太平洋地域では、外国為替レートの影響により、2011年6月30日終了四半期及び半期、人工膝関節の売上はそれぞれ12%と11%増加した。

人工股関節

股関節製品の売上は、2011年6月30日終了四半期及び半期、前年同期比でそれぞれ9%及び8%増加した。かかる増加は主に、Continuum®寛骨臼システムやKinectivテクノロジーによるZimmer M/Lテーパー・ステム製品に牽引された。また、メタル・オン・メタル(金属と金属の組合せ)による股関節製品を使用することについて市場での評価が芳しくなかったことにより、摩擦面にそれ以外の材料を施した股関節製品の売上が増加したとも考えられる。患者が競合他社のメタル・オン・メタル製品ではなく当社の股関節製品を使用したことで、当社の市場シェアが伸びた可能性がある。

股関節ステムの売上高は、Zimmer M/Lテーパー・ステム、KinectivテクノロジーによるZimmer M/L テーパー・ステム、CLS股関節システムのCLS®Spotorno®ステム及びAlloclassic®Zweymüller® 股関節ステムの好調により増加した。また、Continuum寛骨臼システム、Trilogy® IT寛骨臼システム及びAllofit® IT Alloclassic寛骨臼システム、Trabecular Metal再置換用シェル及びオーグメント・カップの売上高は、BIOLOX®(注) delta ヘッズ及びFitmore®股関節ステムの売上高同様、前年同期と比較して堅調であった。外国為替レートの変動により、ヨーロッパでは、2011年6月30日終了四半期及び半期、股関節製品の売上高がそれぞれ13%及び7%増加した。アジア太平洋地域では、2010年12月に北京モンターニュ・メディカル・デバイスCo.Ltd (Beijing Montagne Medical Device Co., Ltd.) を買収したことにより、2011年6月30日終了四半期及び半期、当該セグメントの売上はいずれも増加した。また、アジア太平洋地域において、外国為替レートの変動により、2011年6月30日終了四半期及び半期、売上高はそれぞれ13%と11%押し上げられている。

(注) CeramTec AGの登録商標である。

義肢製品

義肢関連製品の売上高は、2011年6月30日終了四半期及び半期、前年同期比でそれぞれ7%及び9%増加した。Bigliani/Flatow®全人工肩関節製品ソリューション及びZimmer Trabecular Metalリバース肩関節システムが義肢関連製品の売上を牽引した。このカテゴリーでは競争圧力が依然あるものの、新製品を投入していくことにより、売上増加を促すことができると当社では考える。

歯科製品

歯科製品の売上高は、2011年6月30日終了四半期及び半期、前年同期比でいずれも20%増加したが、そのうち、価格による効果はそれぞれ8%及び9%であった。価格設定による売上増加の相当部分は、特定の再生用製品の販売契約が変更されたことに起因する。従来の契約では、当社は製品の所有権は有せず、エンドユーザーへの売上から委託料を受領するのみであった。新たな契約では、製品の所有権を当社が有し、最終的エンド・ユーザーへの売上を売上原価及びその他販売関連費用と共に認識する。Tapered Screw-Vent®インプラント・システムが売上を牽引した。

外傷用製品

外傷用製品の売上は、2011年6月30日終了四半期及び半期、前年同期比でそれぞれ20%及び18%増加した。Zimmer Natural Nail®システムの発売を続け、売上に大きく貢献した。同システムに加え、Zimmer関節周縁用ロッキング・プレート及びジンマーNCB®プレッシング・システムも外傷用製品の売上を牽引したが、ケーブル製品によっても売上は大きく伸びている。

人工脊椎製品

人工脊椎製品の売上は、2011年6月30日終了四半期及び半期、前年同期比でそれぞれ3%及び4%減少した。アメリカ地域における当社の人工脊椎事業は、営業上の問題、還付金に係る難しい状況、そしてDynesys®動的固定システムに係わる問題を依然抱えている。Dynesysシステムの売上は減少したが、かかる減少は、PathFinder®椎弓根ネジシステム及びSequoia®椎弓根ネジシステム、Universal Clamp™システム並びにTrabecular Metal技術製品の堅調な売上により一部相殺された。

外科製品及びその他

外科製品の売上は、2011年6月30日終了四半期及び半期、前年同期比でそれぞれ13%及び12%増加した。外科製品の売上は、PALACOS®（注）骨セメント及び止血帯製品の売上により牽引された。また、2010年12月に行なったソデム・ディフュージョンS.A.(Sodem Diffusion S.A.)の買収による影響同様、創傷清拭製品も売上に大きく貢献した。

(注)Heraeus Kulzer GmbHの登録商標である。

費用の対純売上比

	6月30日終了四半期		増減率 (%)	6月30日終了半期		増減率 (%)
	2011年 (%)	2010年 (%)		2011年 (%)	2010年 (%)	
売上原価	25.3	23.7	1.6	25.2	24.5	0.7
研究開発費	5.0	5.1	(0.1)	5.0	4.9	0.1
販売及び一般管理費	41.3	41.4	(0.1)	41.2	41.8	(0.6)
特定の賠償請求費用	4.4	7.1	(2.7)	2.2	3.5	(1.3)
特別項目	1.2	1.1	0.1	1.7	0.7	1.0
営業利益	22.8	21.6	1.2	24.7	24.6	0.1

売上原価

2011年6月30日終了四半期における純売上高比での売上原価は前年同期比で増加しているが、かかる増加は、主に為替ヘッジ関連で、前年同期には利益が計上されたのに対し当期は損失が計上されたことに起因する。当社のヘッジ活動において、将来のキャッシュ・フローのヘッジとみなされるデリバティブについては、公正価値の変動の有効部分はその他包括的利益に一時的に計上され、その後、ヘッジ商品が利益に影響を及ぼす時点で、売上原価として認識される。また、当期ユニット当たり平均コストは前年比で高くなったが、かかるコストの上昇分は、一部製品の超過在庫及び陳腐化在庫による費用が減少したこと、またロイヤルティ費用が減少したことにより一部相殺された。

2011年6月30日終了半期における純売上高比での売上原価は、前年同期比で増加しているが、かかる増加は、為替ヘッジ関連で、前年同期には利益が計上されたのに対し、当期は損失が計上されたことに主に起因している。かかる増加は、ロイヤルティ費用が減少したことにより一部相殺された。

営業費用

2011年6月30日終了四半期及び半期における研究開発費は、前年同期比でいずれも増加したが、対売上比では前年同期と比べ比較的安定している。当社では、ほぼ全ての製品カテゴリーにおいて新製品開発への投資を行い、また、社外の研究活動、臨床活動、規制順守取組み及び品質改善取組みに対する支出を増加させるという戦略をとっており、研究開発費と対売上比も、かかる戦略に合わせ増加したものである。2011年度の研究開発費は、対売上比で5%から5.5%になると予想する。

2011年6月30日終了四半期及び半期における販売費及び一般管理費、すなわちSG&Aは、前年同期比でいずれも金額は増加したものの、対売上比では減少している。四半期及び半期のいずれにおいてもSG&Aが増加した要因としては、前年同期比で純売上高が増加したことにより様々な販売流通費用が増加したこと、2010年12月に行なった買収及びその他投資した無形固定資産の償却額が増加したこと、さらに、当社製品の安全で効果的な使用法について医療教育プログラムを強化していく中、医療教育費用が増加したことなどが挙げられる。

2011年6月30日終了四半期における対売上比SG&Aは前年同期比で小幅に減少したが、これは、特定の経費削減取組みによる削減効果が新興市場及びその他の主要市場に再投資されたこと、また国外市場においてより収益力の高い構成となったことに起因する。

2011年6月30日終了半期における対売上比SG&Aは、前年同期で60ベースポイント低下したが、これは、四半期同様の要因と、さらに、製造物責任賠償費用の減少に起因する。製造物責任賠償費用に関する詳細については、「第6 経理の状況」に含まれる要約連結財務書類に対する注記15を参照されたい。

「特定の賠償請求費用」は、再置換処置を受けるDurom寛骨臼カップの患者に対する見積り債務の引当金である。まず、2008年度及び2009年度に104.0百万ドルが計上され、さらに2011年度及び2010年度の第1四半期にそれぞれ50.0百万ドル及び75.0百万ドルを計上、これらの賠償請求に対する引当金総額は229.0百万ドルとなった。かかる損害賠償請求に関する詳細については、本書の「第6 経理の状況」に含まれる要約連結財務書類に対する注記15を参照されたい。

2011年6月30日終了四半期及び半期における「特別項目」費用は、それぞれ13.5百万ドル、39.0百万ドルとなった。前年同期は、それぞれ11.5百万ドル、14.1百万ドルであった。2011年度の「特別項目」費用における最大項目は、管理職層の削減、管理職の監督領域の拡大及び組織構造の変革により発生する従業員退職費用及び解雇関連費用であった。「特別項目」にはまた、事業買収による統合費用と固定資産の減損費用も含まれている。2010年度の費用は主に事業買収に係る費用に関連するものであった。「特別項目」費用に関する詳細については、要約連結財務書類に対する注記2を参照されたい。

支払利息、受取利息及び純利益

2011年6月30日終了四半期及び半期の支払利息（純額）は、前年同期の14.3百万ドル及び28.9百万ドルから減少し、それぞれ9.8百万ドル及び20.8百万ドルとなった。支払利息は、当社が2010年後半及び2011年初頭に固定金利債務を変動金利債務に変更するために締結した金利スワップ契約により、減少したものである。また、受取利息は、現金及び現金同等物残高、短期投資及び長期投資残高がそれぞれ増加し、また、特定投資商品による利益が増加したことにより、増加した。

2011年6月30日終了四半期及び半期における法人税考慮前利益に対する実効税率は、前年同期の22.6%及び24.8%からそれぞれ18.2%、22.9%に低下した。また、2011年度の各期、特定の税務事項が当社に有利に終結したことにより、また「特定の賠償請求費用」引当金の税効果により、実効税率はプラスの影響を受けた。連邦政府、州政府、海外当局による様々な調査の結果、また特定の除斥期間の経過により、2011年度の実効税率は将来の四半期において変動する可能性がある。これらの項目が財務成績に及ぼす影響について、現時点で合理的に見積もることはできない。

2011年6月30日終了四半期の純利益は、前年同期の165.5百万ドルから23%増加し203.8百万ドルとなった。また、2011年6月30日終了半期の純利益は、前年同期の370.9百万ドルから11%増加し412.7百万ドルとなった。純利益は、前述の収益及び費用の変動により改善したものである。2011年6月30日終了四半期、基本的1株当たり利益及び希薄化後1株当たり利益は、いずれも29%増加し、前年同期の0.82ドルから1.06ドルとなった。また、2011年6月30日終了半期の基本的1株当たり利益及び希薄化後1株当たり利益は、いずれも18%増加し、前年同期の1.83ドル及び1.82ドルから、それぞれ2.15ドル及び2.14ドルとなった。1株当たり利益の変動率と純利益の変動率が異なるのは、2011年度及び2010年度における株式買戻しに起因している。

非GAAP業績指標

当社では、業績を評価するに当たり、米国において一般に認められた会計原則（GAAP）に基づく財務指標とは異なる非GAAP財務指標を使用している。当社の非GAAP財務指標は、棚卸資産の取得価格と時価評価額の差額、「特定の賠償請求費用」、「特別項目」、並びにこれら項目に対する法人税及び特定のその他税金調整額の影響を排除している。当社はこれらの情報を社内で利用しているが、投資家にとっても、当社の継続的な事業結果についてより有意義な前期との比較ができるという意味において、また、これらの項目により隠れたり歪曲する可能性のある事業動向がより明確に把握・分析でき、特定の項目についてもより明瞭に理解できるようになるという理由から、有益であると考えている。これら非GAAP財務指標の一部は、当社のインセンティブ報酬制度の指標として使われている。

2011年6月30日終了四半期及び半期、経営目的で使用される当社の非GAAPベースの純利益は、それぞれ232.5百万ドル、463.4百万ドルであったが、前年同期はそれぞれ221.2百万ドル及び428.6百万ドルであった。また当社の非GAAPベースの希薄化後1株当たり利益は、2011年6月30日終了四半期及び半期、それぞれ1.21ドル、2.40ドルであったが、前年同期はそれぞれ1.09ドル、2.10ドルであった。

2011年度の第2四半期及び上半期において、非GAAPベースの純利益及び希薄化後1株当たり利益は前年比で増加しているが、これは、売上が増加し、SG&Aの削減取組がなされたこと、また、製造物責任賠償費用が減少したことに起因する。かかる改善は、製品コスト、外科医に対する医療教育費用、及び無形固定資産の償却額が増加したことにより、わずかに相殺された。

以下は、当社のGAAPベースの純利益及び希薄化後1株当たり利益から、非GAAPベースの純利益及び希薄化後1株当たり利益に調整したものである。

	6月30日終了四半期		6月30日終了半期	
	2011	2010	2011	2010
	(単位：百万ドル)			
ジンマー・ホールディングス・インク純利益	\$ 203.8	\$ 165.5	\$ 412.7	\$ 370.9
棚卸資産の取得価格と時価評価額の差額	3.4	—	7.8	1.3
特定の賠償請求費用	50.0	75.0	50.0	75.0
特別項目	13.5	11.5	39.0	14.1
在庫時価評価、特定の賠償請求費用、特別項目及び特定の税務事項の終結に関連する法人税調整額*	(38.2)	(30.8)	(46.1)	(32.7)
調整後純利益	<u>\$ 232.5</u>	<u>\$ 221.2</u>	<u>\$ 463.4</u>	<u>\$ 428.6</u>

* 税効果額は、当該項目が発生した税域の法定税率に基づいて算出されている。

	6月30日終了四半期		6月30日終了半期	
	2011	2010	2011	2010
	(単位：百万ドル)			
1株当たり希薄化後利益	\$ 1.06	\$ 0.82	\$ 2.14	\$ 1.82
棚卸資産の取得価格と時価評価額の差額	0.02	—	0.04	0.01
特定の賠償請求費用	0.26	0.37	0.26	0.37
特別項目	0.07	0.05	0.20	0.06
在庫時価評価、特定の賠償請求費用、特別項目及び特定の税務連事項の終結に関連する法人税調整額*	(0.20)	(0.15)	(0.24)	(0.16)
調整後の希薄化後1株当たり利益	<u>\$ 1.21</u>	<u>\$ 1.09</u>	<u>\$ 2.40</u>	<u>\$ 2.10</u>

* 税効果額は、当該項目が発生した税域の法定税率に基づいて算出されている。

米国の医療改革

当社では、連邦医療改革法が当社事業にもたらす影響を引き続き査定中である。この医療改革法により、実施が予定されている2013年以降、当社の米国での売上の大半に2.3%の物品税が課せられることになる。

流動性及び資本資源

2011年6月30日終了の半期、営業活動からのキャッシュ・フローは、前年同期の532.2百万ドルに対し、433.2百万ドルであった。営業活動によるキャッシュの主要な供給源は、純利益であった。純利益に加算されている非現金項目は、営業キャッシュのうち214.2百万ドルを占めた。営業キャッシュ・フローのその他全ての項目には、現金使用193.7百万ドルが計上されているが、前年同期のかかる額は36.4百万ドルであった。2011年度上半期、営業活動によるキャッシュ・フローが減少しているが、これは、売掛債権回収額の減少、棚卸資産への投資、年金拠出額の増加、並びに製造物責任賠償額の増加に起因する。

2011年6月30日現在の売掛債権回転日数は68日であるが、これは2011年3月31日現在と比較して2日多く、2010年6月30日現在と比較して7日多くなっており、欧州セグメントの一部売掛債権回収プログラムが変更になったことに起因する。また、2011年6月30日現在の棚卸資産回転日数は307日であるが、これは2011年3月31日現在と比較して5日短く、2010年6月30日現在と比較して11日短くなっている。新製品の発売に合わせ棚卸資産が増加しているものの、棚卸資産回転日数は、算定に使われる項目の1つである製品売上原価が上昇したことにより、わずかであるが減少した。

2011年6月30日に終了した半期、投資活動に使用されたキャッシュ・フローは、前年同期の91.9百万ドルに対し、162.5百万ドルであった。さらに、2011年度上半期は、Continuum寛骨臼システム等の新製品の発売に向け、また売上の拡大に対応するため、機器類に対する設備投資が前年同期に比べてわずかに増加した。2011年度上半期におけるその他の有形固定資産への投資は、新製品の展開に必要な投資を行い、機械や装置類を入れ替えるため、前年同期と比較して増加した。当社では、現金及び現金同等物を高評価の負債証券に投資している。これら投資商品の購入及び売却若しくは満期返戻金は投資活動によるキャッシュ・フローに含まれている。当社は、2010年度下半期から2011年度にかけて投資商品の購入を増やしており、そのため、2010年度上半期に比べ、2011年度上半期において投資活動が活発になっている。当期のその他資産に対する投資は、海外の販売業者の買収及び特定製品の独占販売権に係る支払を主因とし、前年同期と比較して増加した。

2011年6月30日に終了した四半期、財務活動に使用したキャッシュ・フローは、前年同期の169.8百万ドルに対し、324.3百万ドルであった。当期において、当社は取締役会が承認した株式買戻プログラムに基づき、普通株式6.1百万株を合計357.2百万ドル（手数料を含む）で購入した。前年同期の買戻し額は178.9百万ドルであった。2011年6月30日に終了した半期、当社の株式報酬制度による手取金は、従業員によるストック・オプションの行使が増えたことにより、前年同期と比較して増加した。

当社の無担保優先債（「優先債」という。）は、2019年11月30日満期の4.625%優先債（元本総額500百万ドル）及び2039年11月30日満期の5.75%優先債（元本総額500百万ドル）の2本立ての発行となっている。優先債の利息は、満期まで毎年5月30日と11月30日に支払われる。

当社は、随時当社の決定により、1)償還される社債の元本額の100%、又は、2)返済予定の元本及び利息（償還日現在の未払い利息分を除く）の現在価値の合計、のいずれか大きい方の数値について、当該負債契約に定義されたベンチマーク・レート(Treasury Rate)に、2019年債については20ベースポイントをプラスし、また2039年債については25ベースポイントをプラスし、半年ベースで償還日まで割り引かれた数値に等しい償還価格で、優先債の全て又は一部を期限前償還することができる。また、償還日までの優先債に係る未払い利息も支払う。

当社には、5年物の2012年11月30日満期となる1,350百万ドルの複数通貨建てリボルビング無担保シニア・リボルビング・クレジット・ファシリティ（「優先信用枠」）が供与されている。この優先信用枠に基づく当社の借入残高は2011年6月30日現在、143.0百万ドルであり、借入可能額は1,207.0百万ドルであった。

当社はまた、総額53.5百万ドルの非約定クレジット・ファシリティの利用が可能である。

当社は、複数の高格付金融機関に現金及び現金同等物を預け入れており、1つの機関への信用エクスポージャーの額を制限している。また、当社内の投資方針に従い、高品質の金融商品にのみ投資している。

2011年6月30日現在、当社は、短期負債証券及び長期負債証券に投資しており、その公正価値は425.7百万ドルであった。これら投資商品は様々な発行体の負債証券であり、したがっていずれか1つの発行体に重度にリスクが集中することはない。これらの負債証券はすべて高格付けされており、発行体のデフォルトリスクは低いと当社では考える。

2011年6月30日現在、当社の現金及び現金同等物並びに短期及び長期投資商品のうち909.4百万ドル分が米国外の法域にあり、海外事業における継続的な用途のために無期限に再投資されることが予想される。これら資産を米国に引き揚げた場合、法人税にネガティブな影響が出る可能性がある。かかる額のうち780百万ドルが米ドル建てであり、したがって、外貨換算リスクがない。その他は、当社が事業を展開する様々な国の通貨建てになっている。

当社は、株式買戻プログラムに基づき普通株式を新たに買戻すため、余剰現金を使用する可能性がある。2011年6月30日現在、15億ドルの株式買戻プログラムに基づき、約8億ドルが授権額として残っているが、かかるプログラムは2013年12月31日に終了する。

当社経営陣は、営業活動からのキャッシュ・フローに優先信用枠による借入可能額を加えることで、当社の運転資本、資本支出及び元利金の原資を満たすのに十分と考える。投資機会が生じた場合にも、当社の利益、貸借対照表及びキャッシュ・フローは、必要に応じて追加資本の調達が可能であると考える。

最近の会計方針の発表

最近の会計方針の発表のうち、今後当社が適用する予定があり、当社の財務状況、経営成績又はキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼすことが考えられるものはない。

将来の見通しに関する記述

本半期報告書には、連邦証券法上の意味の範囲内の将来の見通しに関する記述が含まれている。将来の見通しに関する記述は、過去又は現時点の事実と厳密には関連していないという事実をもって認識される。本書において使用される「かもしれない」、「であろう」、「はずである」、「可能性がある」、「予期する」、「見込む」、「予定である」、「努める」、「考える」、「見通す」、「見積もる」、「潜在的な」、「見通しを立てる」、「目標とする」、「予測する」、「意図する」、「戦略」、「将来」、「機会」、「推測する」、「導く」及び類似の表現は、将来の見通しに関する記述であると認識されることの意図を有する。将来の見通しに関する記述は、予測と著しく異なる結果をもたらす可能性のあるリスク及び不確実性を伴う。これらのリスク及び不確実性には、以下の事項が含まれるがそれらに限定されない。

- ・ 2007年9月の米国連邦政府との和解において締結した企業健全協定順守の取組み（2012年まで）；
- ・ 2007年に発表された海外汚職行為防止法に関する米国証券取引委員会による調査の結果；
- ・ 競争；
- ・ 値下げ圧力；
- ・ 人口構造の変化やその他の要因から生じる当社製品及びサービスに対する需要の変化；
- ・ 新製品の開発、技術的な進歩及び革新への依存；
- ・ 製造物責任請求；
- ・ 当社の独立系代理店及び販売業者との契約の継続；
- ・ 専有技術及びその他知的財産の保護能力並びに第三者の知的財産権の侵害請求に対する防御能力；
- ・ 新たな戦略的買収による混乱が生じる可能性並びに買収企業の統合を成功させる当社の能力；

- ・ 戦略的提携を成立させる当社の能力；
- ・ 主要な原材料及びアウトソース業務についての限られたサプライヤーへの依存；
- ・ 医療機器に対する物品税の導入をはじめ、連邦医療改革法の影響；
- ・ 第三者支払者の還付水準の引下げ並びに医療購入機関による費用抑制への取組み；
- ・ 規制当局による当社製品の認可に関する要件の厳格化など、米国食品医薬品局及び外国政府の規制を含む、当社の国内及び海外事業に影響を及ぼす、政府の法令の変更及び順守に関する課題；
- ・ 税制改革、税務当局による調査並びに付随する税務リスク及び未払税金債務発生の可能性；
- ・ 品質改善及び作業効率改善取組の成果；
- ・ 当社株式の売買又は所有に基づく推定集団訴訟の抗弁及び和解に必要な費用；
- ・ 原材料及び製品価格の変動並びに当社の費用及び経費抑制能力；
- ・ 金利及び為替相場の変動を含む一般的な国内外の経済状況の変化；
- ・ 国内外の成長率を含む一般的な業界及び市場の状況の変化；
- ・ 当社の製品カテゴリー別売上構成又は地域別売上構成が、高い営業利益を生成する製品又は地域から移行すること

これら将来の見通しに関する記述については、当社の2010年度有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況 - 4 事業等のリスク」において、その他の重要な項目と共に、詳しく議論されている。将来の見通しに関する記述と実績が大幅に異なることとなる要因について、全て予測し認識することは不可能であることを理解する必要がある。よって、かかる要因のリストや議論において潜在的なリスク及び不確実性が完全に網羅されているとみなすことはできない。

本書の読者は、これら将来の見通しに関する記述に対し過度に依拠しないよう注意されたい。これら将来の見通しに関する記述においては、合理的な仮定を用いていると当社では考えるが、これら将来の見通しに関する記述が正確である保証はない。かかる警告は本書に含まれる全ての将来の見通しに関する記述に適用されるものである。

当社は、新情報又は将来の事象その他に係わらず、将来の見通しに関する記述を更新若しくは修正する義務のないことを明言する。ただし、当社が今後SECに提出する四半期報告書、臨時報告書、年次報告書その他の提出物において当社が行なう関連事項に係る報告を参照されたい。

2 【生産、受注及び販売の状況】

第3「事業の状況」、1「業績等の概要」を参照のこと。

3 【対処すべき課題】

第3「事業の状況」、1「業績等の概要」を参照のこと。

4 【事業等のリスク】

当半期中、2010年度有価証券報告書の第3「事業の状況」、4「事業等のリスク」に記載した事業等のリスクについて重要な変更はなかった。

5 【経営上の重要な契約等】

該当なし。

6 【研究開発活動】

第3「事業の状況」、1「業績等の概要」を参照のこと。

7 【財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

第3「事業の状況」、1「業績等の概要」を参照のこと。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当半期中に、重要な変更はなかった。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

(単位：百万、2011年6月30日現在)

授権株式数	発行済株式数	未発行株式数
普通株式 (額面0.01米ドル) 1,000株	255.5株 (自己株式65.1株を含む。)	744.5株
優先株式 (額面0.01米ドル) 250株	0株	250株

【発行済株式】

(単位：百万、2011年6月30日現在)

記名・無記名の別 及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融商品取引業 協会名	内容
記名式 (額面0.01米ドル)	普通株式 当社は行使 価額修正条 項付新株予 約権付社債 券等を発行 している。	255.5株 (自己株式 65.1株を含 む。)	ニューヨーク証券取引所 スイス証券取引所	<p>普通株式1株につき1議決権を有する。</p> <p>行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質：</p> <p>本新株予約権は、ジンマー・ホールディングス・インク従業員株式購入プラン（以下「本プラン」という。）に基づき、プラン参加者が、半年からなる購入期間中、自ら設定する割合の金額を給与天引きにより積み立てる拠出金により、購入日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値の90%により当社普通株式を購入することができる権利である。</p> <p>したがって、当社株式の時価が下落した場合には、本新株予約権の行使価額も下落し、その結果、本新株予約権の行使によりプラン参加者が取得することとなる普通株式数は増加する。但し、拠出金の額は予め定められた金額によるため、株価によって変動することはない。</p>

本プランにおいては、各購入期間におけるプラン参加者の拠出額を、購入日の終値の90%に相当する金額で除すことにより、割当株式数が決定される。そして、本プランの主目的は、資金調達ではなく、適格従業員に対する任意の本プランへの参加を通して、当社及び指定関連子会社の適格従業員に当社の普通株式を購入する機会を提供することにより、当該適格従業員の株式保有を奨励し、株式の購入を容易にすることにあるため、本プランには行使価額等の下限及び資金調達額の下限は設けられていない。

適格従業員による参加は任意であるが、プラン参加者がプランに基づき購入することができる当社普通株式の年間合計は、適用される申込日（本プランの各購入期間の最初の営業日をいう。以下同様。）における公正市場価格（ニューヨーク証券取引所におけるその日の普通株式の終値、又はその日に普通株式が取引されていなかった場合は、直前の取引日の終値をいう。以下同様。）による25,000

ドルを限度とする。また、特定の購入期間中に参加者が購入できる普通株式数は5,000株を上限とする。参加者の給与天引口座は、購入後に参加者が当社又は当社の関連子会社の全てのクラスの株式の全議決権又は株式総価額の5%以上を保有することになる場合は、いかなる購入日においても普通株式を購入するために利用されてはならない（以下「購入制限」という。）。プランに基づく購入のために利用可能な株式数の上限は3,000,000株又は取締役会が決定するそれ未満の株式数である。

			<p>本新株予約権の行使条件（本プランへの参加資格を充足し、各購入期間内における当該プラン参加者自らが設定する割合の金額（但し、適用される申込日における公正市場価格による25,000ドルを限度とする。）が積み立てられていること並びに購入制限に抵触することにならないこと。）が充たされている場合、プラン参加者の拠出金は自動的に購入日に当社普通株式の購入に充当されるが、以下の場合、当社の新株予約権は消滅し、これにより新株予約権が行使されない可能性がある。</p> <p>プラン参加者が購入期間中、本プランから脱退した場合 株式購入権が行使される前に、死亡又は退職により、プラン参加者の本プランへの参加が停止した場合</p> <p>また、株式配当、株式分割、株式結合、当社が存続会社となる企業取引、又はその他の当社の株式資本の変更時には、本新株予約権の対象となる株式及びその数は、報酬委員会により調整される可能性がある。</p> <p>当社の決定による新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項はない。</p>
--	--	--	---

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

前述〔発行済株式〕の「内容」を参照のこと。

提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし

その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	中間会計期間 (2011年1月1日から2011年6月30日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	27,683個
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数	27,683株
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	56.88ドル
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額	1,574,609.04ドル
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	753,549個
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	753,549株
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	54.39ドル
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	40,982,870.53ドル
当該中間会計期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	0個

ここに記載する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等は、ジンマー・ホールディングス・インク従業員株式購入プラン（2010年1月1日改正）に基づき発行される株式購入権に係る。当該プランは、内国歳入法第423条に基づく「従業員株式購入プラン」として適格であることを意図している。プラン参加者は、半年からなる購入期間中、自ら設定する割合の金額を給与天引きにより積み立てる拠出金により、購入日（購入期間の最終日）のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値の90%により、当社普通株式を、年間合計5,000株、25000ドルを上限として購入することができる。

(3) 【発行済株式総数及び資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数		資本金	
	増減数	残高	増減額	残高
2010年12月31日		254.6百万株		3296.0百万ドル
2011年1月1日から 2011年6月30日	0.9百万株		61.9百万ドル	
2011年6月30日		255.5百万株		3357.9百万ドル

当社が発行するストック・オプションの状況は、次表のとおりである。

(2011年6月30日現在)

新株予約権の残高	17,687,013個
新株予約権に使用する株式数	1新株予約権につき1株
新株予約権の行使により発行する株式の発行価額	1,189,476,750ドル
新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額	176,870ドル

(4) 【大株主の状況】

以下は、当社普通株式の1%以上を所有する大株主に関する情報である。株式は直接又は間接所有されており、且つ単独の議決権及び投資権を有する。

(2011年6月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有割合
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ	アメリカ合衆国02111マサチューセッツ州ボストン、ステート・ストリート・ファイナンシャル・センター	7,622,855	4.00%
バンガード・グループ・インク	アメリカ合衆国19355ペンシルバニア州マルバーン、バンガード・ブルバード100	7,330,520	3.85%
ブラックロック・アドバイザーズLLC(前パークレイズ・グローバル・インベスターズ)	アメリカ合衆国94105カリフォルニア州サンフランシスコ、ハワード・ストリート400	7,233,959	3.80%
フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー	アメリカ合衆国02110マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート245	6,534,925	3.43%
キャピタル・リサーチ・グローバル・インベスターズ	アメリカ合衆国90070カリフォルニア州ロサンゼルス、サウスホープ・ストリート333	4,970,000	2.61%
エジンバラ・パートナーズ・リミテッド	スコットランド、エジンバラ、シャーロット・スクウェア12	4,358,250	2.29%
ウェリントン・マネジメント・カンパニーLLP	アメリカ合衆国02109マサチューセッツ州ボストン、ステート・ストリート75	4,088,977	2.15%
オープンハイマー・ファンド・インク	アメリカ合衆国10281ニューヨーク州ニューヨーク、リパティエー・ストリート、ツー・ワールド・ファイナンシャル・センター225	3,382,845	1.78%
リレーショナル・インベスターズLLC	アメリカ合衆国92130カリフォルニア州、サンディエゴ、ハイブブラフ・ドライブ12400、スイート600	3,350,100	1.76%
T・ロウ・プライス・アソシエーツ・インク	アメリカ合衆国21202メリーランド州バルチモア、イースト・プラット・ストリート 100	3,252,751	1.71%

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

下記の表は、当半期中のニューヨーク証券取引所における当社の株式の最高株価及び最低株価を示したものである。

(単位：ドル、括弧内は円)

月別	2011年1月	2011年2月	2011年3月	2011年4月	2011年5月	2011年6月
最 高	60.68 (4,673)	65.22 (5,023)	63.40 (4,882)	66.75 (5,140)	69.93 (5,385)	68.06 (5,241)
最 低	52.15 (4,016)	58.83 (4,530)	59.12 (4,553)	59.49 (4,581)	65.45 (5,040)	60.73 (4,677)

3 【役員の状態】

2011年5月27日に提出した当社の有価証券報告書に記載されている役員について、本半期報告書提出日までに変更はなかった。

第6 【経理の状況】

1 本書記載のジンマー・ホールディングス・インク及びその子会社(以下「ジンマー」という。)の2011年度上半期(2011年1月1日から2011年6月30日まで)の中間連結財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に従って作成されている。ジンマーが適用した会計原則、会計手続及び表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている会計原則、会計手続及び表示方法との間の主な相違点に関しては、「3 米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。

本書記載のジンマーの中間連結財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第76条第1項の規定の適用を受け、ジンマーが米国の1934年証券取引法に基づき、米国証券取引委員会へ提出した2011年度第2四半期に係る様式10-Qに掲載されている財務情報(無監査)をもとにして作成されたものである。

2 ジンマーの中間連結財務書類(原文)は、米ドルで表示されている。「円」で表示されている金額は、2011年9月1日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場仲値、1米ドル=77.01円の為替レートで換算された金額である。金額は百万円単位(四捨五入)で表示されている。なお、円換算額は単に読者の便宜のために表示されたものであり、米ドル額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

3 本書記載の中間連結財務書類は、独立登録会計事務所による監査を受けていない。

1 【中間財務書類】

(1) 要約連結損益計算書

	2011年6月30日 に終了した6ヶ月間 (無監査)		2010年6月30日 に終了した6ヶ月間 (無監査)		2010年12月31日 に終了した事業年度	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
純売上高	2,253.0	173,504	2,120.5	163,300	4,220.2	324,998
売上原価	566.9	43,657	519.0	39,968	1,012.4	77,965
売上総利益	1,686.1	129,847	1,601.5	123,332	3,207.8	247,033
研究開発費	112.6	8,671	104.7	8,063	220.0	16,942
販売費及び一般管理費	928.2	71,481	885.5	68,192	1,757.4	135,337
特定賠償請求(注記15)	50.0	3,851	75.0	5,776	75.0	5,776
のれんの減損	-	-	-	-	204.0	15,710
特別項目(注記2)	39.0	3,003	14.1	1,086	34.7	2,672
営業費用	1,129.8	87,006	1,079.3	83,117	2,291.1	176,438
営業利益	556.3	42,841	522.2	40,215	916.7	70,595
支払利息 - 純額	20.8	1,602	28.9	2,226	56.5	4,351
税引前利益	535.5	41,239	493.3	37,989	860.2	66,244
法人所得税	122.8	9,457	122.4	9,426	263.3	20,277
ジンマー・ホールディングス・インクの当期純利益	412.7	31,782	370.9	28,563	596.9	45,967
普通株式1株当たり利益						
基本的	2.15ドル	166円	1.83ドル	141円	2.98ドル	229円
希薄化後	2.14ドル	165円	1.82ドル	140円	2.97ドル	229円
加重平均発行済普通株式数						
基本的	192.1百万株		202.4百万株		200.0百万株	
希薄化後	193.3百万株		203.6百万株		201.1百万株	

本書記載の注記は当連結財務書類の一部である。

(2) 要約連結貸借対照表

	2011年6月30日現在 (無監査)		2010年6月30日現在 (無監査)		2010年12月31日現在	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
資産						
流動資産：						
現金及び現金同等物	624.1	48,062	953.7	73,444	668.9	51,512
短期投資	321.4	24,751	33.0	2,541	265.1	20,415
受取債権 - 貸倒引当金控除後	888.4	68,416	765.1	58,920	775.9	59,752
棚卸資産 - 純額	975.1	75,092	885.8	68,215	936.4	72,112
前払費用及びその他の流動資産	66.7	5,137	127.6	9,826	127.7	9,834
繰延税金資産	232.6	17,913	217.6	16,757	235.7	18,151
流動資産合計	3,108.3	239,370	2,982.8	229,705	3,009.7	231,777
有形固定資産 - 純額	1,213.0	93,413	1,170.6	90,148	1,213.8	93,475
のれん	2,694.0	207,465	2,637.6	203,122	2,580.8	198,747
無形固定資産 - 純額	811.5	62,494	818.5	63,033	827.1	63,695
その他の資産	422.4	32,529	217.8	16,773	368.5	28,378
資産合計	8,249.2	635,271	7,827.3	602,780	7,999.9	616,072
負債及び株主持分						
流動負債：						
買掛金	124.0	9,549	115.0	8,856	129.6	9,980
法人所得税	31.1	2,395	25.4	1,956	48.9	3,766
その他の流動負債	523.9	40,346	461.4	35,532	524.0	40,353
流動負債合計	679.0	52,290	601.8	46,345	702.5	54,100
その他の長期負債	407.1	31,351	360.4	27,754	384.0	29,572
長期借入金	1,147.3	88,354	1,130.6	87,068	1,142.1	87,953
負債合計	2,233.4	171,994	2,092.8	161,167	2,228.6	171,624
契約債務及び偶発債務（注記15）						
株主持分：						
普通株式						
1株当たり額面価額0.01ドル						
授權株式数10億株						
発行済株式数						
2011年6月30日現在255.5百万株	2.5	193	2.5	193	2.5	193
2010年6月30日現在254.3百万株						
2010年12月31日現在254.6百万株						
払込剰余金	3,355.4	258,399	3,252.9	250,506	3,293.5	253,632
利益剰余金	6,111.3	470,631	5,473.4	421,507	5,699.4	438,911
その他の累積包括利益	447.5	34,462	224.1	17,258	321.0	24,720
自己株式						
2011年6月30日現在65.1百万株	(3,900.9)	(300,408)	(3,218.4)	(247,849)	(3,545.1)	(273,008)
2010年6月30日現在52.8百万株						
2010年12月31日現在59.0百万株						
株主持分合計	6,015.8	463,277	5,734.5	441,614	5,771.3	444,448
負債及び株主持分合計	8,249.2	635,271	7,827.3	602,780	7,999.9	616,072

本書記載の注記は当連結財務書類の一部である。

(3) 要約連結キャッシュ・フロー計算書

	2011年6月30日 に終了した6ヶ月間 (無監査)		2010年6月30日 に終了した6ヶ月間 (無監査)		2010年12月31日 に終了した事業年度	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
営業活動により生じた(使用した) キャッシュ・フロー： ジンマー・ホールディングス・ インクの当期純利益	412.7	31,782	370.9	28,563	596.9	45,967
営業活動により生じた現金への 当期純利益の調整：						
減価償却費及び償却費	174.7	13,454	165.8	12,768	340.2	26,199
のれんの減損	-	-	-	-	204.0	15,710
株式報酬費用	31.7	2,441	30.6	2,357	62.0	4,775
ストック・オプションの行使 による税務上の恩典	9.5	732	2.9	223	4.2	323
ストック・オプションの行使 による税務上の恩典の超過分	(3.6)	(277)	(1.0)	(77)	(1.3)	(100)
棚卸資産の再評価	7.8	601	1.3	100	1.4	108
繰延税金費用計上額	-	-	-	-	(72.5)	(5,583)
営業資産及び負債の変動						
- 取得による影響額控除後：						
法人所得税	(11.5)	(886)	(70.5)	(5,429)	7.7	593
受取債権	(76.0)	(5,853)	(51.3)	(3,951)	(33.0)	(2,541)
棚卸資産	(21.8)	(1,679)	27.5	2,118	25.8	1,987
買掛金及び未払費用	(42.2)	(3,250)	(37.4)	(2,880)	(0.8)	(62)
その他の資産及び負債	(48.1)	(3,704)	93.4	7,193	58.9	4,536
営業活動により生じた正味現金	433.2	33,361	532.2	40,985	1,193.5	91,911
投資活動により生じた(使用した) キャッシュ・フロー：						
外科手術用機器の取得	(85.2)	(6,561)	(83.1)	(6,400)	(192.5)	(14,824)
その他の有形固定資産の取得	(34.0)	(2,618)	(26.7)	(2,056)	(79.2)	(6,099)
知的財産権の取得	-	-	-	-	(8.5)	(655)
投資の取得による支出	(186.7)	(14,378)	(4.0)	(308)	(413.3)	(31,828)
投資の売却による収入	169.8	13,076	37.0	2,849	67.5	5,198
その他企業結合への投資	-	-	-	-	(82.6)	(6,361)
その他の資産への投資	(26.4)	(2,033)	(15.1)	(1,163)	(18.3)	(1,409)
投資活動に使用した正味現金	(162.5)	(12,514)	(91.9)	(7,077)	(726.9)	(55,979)
財務活動により生じた(使用した) キャッシュ・フロー：						
リボルビング・クレジット・ ファシリティによる収入(支 出) - 純額	0.2	15	-	-	(2.2)	(169)
従業員株式報酬制度による収入	29.1	2,241	8.1	624	16.9	1,301
ストック・オプションの行使に よる税務上の恩典の超過分	3.6	277	1.0	77	1.3	100
普通株式の買戻し	(357.2)	(27,508)	(178.9)	(13,777)	(505.6)	(38,936)
財務活動に使用した正味現金	(324.3)	(24,974)	(169.8)	(13,076)	(489.6)	(37,704)
現金及び現金同等物に対する為替 レートの影響額	8.8	678	(8.5)	(655)	0.2	15
現金及び現金同等物の増加(減少)	(44.8)	(3,450)	262.0	20,177	(22.8)	(1,756)
現金及び現金同等物期首残高	668.9	51,512	691.7	53,268	691.7	53,268
現金及び現金同等物期末残高	624.1	48,062	953.7	73,444	668.9	51,512

本書記載の注記は当連結財務書類の一部である。

(4) 要約連結財務書類注記

注記1. 作成基準

本書に記載されている財務情報は無監査であり、ジンマー・ホールディングス・インクが提出した様式10-Kに記載される2010年度年次報告書に含まれている連結財務書類及び添付の注記と併読すべきである。当社の意見では、添付の無監査の要約連結財務書類は、開示されている期中会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを適正に表示するために必要な修正を全て含んでいる。2010年12月31日の要約貸借対照表の情報は監査済財務書類から転載されているが、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則が求めている全ての開示を含んでいない。期中会計期間の業績は事業年度の業績を示唆するものではない。2010年度要約連結財務書類における金額は2011年度の表示に合わせて一部組み替えられている。

「当社は」「当社に」「当社の」及び同様の表現は、ジンマー・ホールディングス・インク及びその子会社を指すものである。ジンマー・ホールディングスとの表現は、親会社のみを意味する。

注記2. 重要な会計方針

特別項目

当社は、企業結合により直接発生した費用、従業員退職給付、世界規模の事業再編及び事業転換に関連する特定の契約解約費用及び資産減損費用、並びにその他の項目を「特別項目」として要約連結損益計算書上で認識している。「特別項目」には以下が含まれている。

(単位：百万ドル)	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2011年	2010年
資産の減損/資産処分による損失	2.9	8.1
コンサルタント料及び専門家報酬	8.4	1.9
従業員退職金及び留保金	19.8	2.2
情報技術統合費用	-	0.1
施設及び従業員移転費	0.9	0.5
販売会社の取得	1.1	-
一部訴訟費用	0.1	(1.3)
契約解約費用	2.7	2.6
その他	3.1	-
特別項目	39.0	14.1

2011年度上半期に、当社は、経営層の削減、経営陣による統制範囲の拡大及び組織構成の変更の一環として従業員を解雇した。全世界で約500名の従業員がこの措置による影響を受けた。この結果、当社は退職金、株式報酬の期間繰上げ及びその他の従業員の解雇関連費用に関する費用を計上した。これらの退職給付の大部分は、当社の従来の方針又は地方自治体の方針に基づいて提供されたものであり、継続的給付とみなされる。これらの費用は、発生する可能性が高く、かつ見積可能な時点で未払計上され、その他の流動負債の一部として計上された。これらの費用の大半は支払済であるが、2011年度末までに支払われる予定である。

最近公表された会計基準

当社が未適用の最近公表された会計基準で、当社の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼすと予想されるものはない。

注記3. 包括利益

包括利益に対する当期純利益の調整は、以下の通りである。

(単位：百万ドル)	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2011年	2010年
ジンマー・ホールディングス・インクの当期純利益	412.7	370.9
その他の包括利益：		
累積為替換算調整額	169.6	(179.4)
キャッシュ・フロー・ヘッジによる未実現利益（損失） - 税効果考慮後	(58.2)	53.0
外貨建ヘッジに係る組替調整額 - 税効果考慮後	13.2	(9.2)
有価証券に係る未実現利益 - 税効果考慮後	0.5	-
過去勤務費用及び未認識の数理計算上の差異に対する調整額 - 税効果考慮後	1.4	1.1
その他の包括利益（損失）合計	126.5	(134.5)
ジンマー・ホールディングス・インクに帰属する包括利益	539.2	236.4

注記4. 棚卸資産

(単位：百万ドル)	2011年6月30日現在	2010年12月31日現在
製品	792.4	757.3
仕掛品	53.5	47.0
原材料	129.2	132.1
棚卸資産 - 純額	975.1	936.4

注記5．有形固定資産

(単位：百万ドル)	2011年6月30日現在	2010年12月31日現在
土地	22.3	22.0
建物及び設備	1,199.0	1,162.0
資産計上されたソフトウェア費用	179.9	172.0
外科手術用機器	1,448.6	1,365.6
建設仮勘定	65.9	66.5
	2,915.7	2,788.1
減価償却累計額	(1,702.7)	(1,574.3)
有形固定資産 - 純額	1,213.0	1,213.8

注記6．投資

当社は売却可能有価証券として区分される短期及び長期投資に投資している。当社の投資に関する情報は以下の通りである。

(単位：百万ドル)	償却原価	未実現利益総額	未実現損失総額	公正価値
2011年6月30日現在				
社債	240.4	0.3	(0.1)	240.6
米国政府機関債	37.9	-	-	37.9
地方債	1.0	-	-	1.0
外国政府債	7.5	-	-	7.5
コマーシャル・ペーパー	9.5	-	-	9.5
譲渡性預金	129.1	0.1	-	129.2
短期及び長期投資合計	425.4	0.4	(0.1)	425.7

2010年12月31日現在

社債	203.9	0.1	(0.2)	203.8
米国政府機関債	47.9	-	-	47.9
地方債	1.1	-	-	1.1
外国政府債	10.3	-	-	10.3
コマーシャル・ペーパー	16.1	-	-	16.1
譲渡性預金	131.5	-	(0.1)	131.4
短期及び長期投資合計	410.8	0.1	(0.3)	410.6

これらの投資に係る未実現利益及び損失は、当社の連結貸借対照表のその他の累積包括利益に計上されている。

下記の表は、一時的とみなされる未実現損失ポジションにある、全ての売却可能有価証券の公正価値及び未実現損失総額を表している。

(単位：百万ドル)	2011年6月30日現在		2010年12月31日現在	
	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失
社債	62.4	(0.1)	126.1	(0.2)
譲渡性預金	-	-	50.6	(0.1)
合計	62.4	(0.1)	176.7	(0.3)

上記の表に含まれる全ての証券は、12ヶ月未満の間、未実現損失ポジションにある。2011年6月30日現在、合計36の有価証券が未実現損失ポジションにあった。

当社の社債への投資に係る未実現損失は、グローバル金融市場の厳しい状況によって生じた利回りの上昇に起因するものである。2011年6月30日現在の当社の売却可能有価証券に関連する未実現損失について、当社はこれらの投資をその満期前に売却する意思がなく、償却原価まで回復する前に当社が売却を求められることはないと考えていることから、一時的なものであると判断している。

当社の売却可能確定満期証券の契約満期別の償却原価及び公正価値は下記の通りである。

(単位：百万ドル)	2011年6月30日現在	
	償却原価	公正価値
満期まで1年以内	321.2	321.4
満期まで1年超2年以内	104.2	104.3
合計	425.4	425.7

注記7. その他の流動負債

(単位：百万ドル)	2011年6月30日現在	2010年12月31日現在
その他の流動負債：		
給与、賃金及び給付	88.9	118.1
デリバティブの公正価値	43.2	29.4
未払債務	391.8	376.5
その他の流動負債合計	523.9	524.0

注記8. 借入金

2011年6月30日又は2010年12月31日現在、当社に短期借入金はなかった。2011年6月30日及び2010年12月31日現在、要約連結貸借対照表上の長期借入金の内訳は以下の通りである。

(単位：百万ドル)	2011年6月30日現在	2010年12月31日現在
2019年満期のシニア・ノート	500.0	500.0
2039年満期のシニア・ノート	500.0	500.0
借入金の割引	(1.2)	(1.2)
金利スワップ	5.5	1.5
シニア・クレジット・ファシリティ	143.0	141.8
長期借入金合計	1,147.3	1,142.1

2011年6月30日現在、店頭市場で取引される特定の有価証券の市場価格に基づく、当社のシニア・ノートの見積公正価値は、1,039.4百万ドルであった。基礎となる商品は時価による変動金利が付されているため、シニア・クレジット・ファシリティの帳簿価額は公正価値に近似している。

注記9．資産及び負債の公正価値測定

以下の資産及び負債は、継続的に公正価値で計上されている。

2011年6月30日現在				
以下を使用した公正価値測定 (報告日現在)：				
(単位：百万ドル)	計上残高	同一資産の 活発な市場 における 市場価格 (レベル1)	その他の 重要な 観察可能 インプット (レベル2)	重要な 観察不能 インプット (レベル3)
資産				
売却可能有価証券				
社債	240.6	-	240.6	-
米国政府機関債	37.9	-	37.9	-
地方債	1.0	-	1.0	-
外国政府債	7.5	-	7.5	-
コマーシャル・ペーパー	9.5	-	9.5	-
譲渡性預金	129.2	-	129.2	-
売却可能有価証券合計	425.7	-	425.7	-
デリバティブ - 流動及び固定部分				
先渡為替予約及びオプション	6.8	-	6.8	-
金利スワップ	5.5	-	5.5	-
	438.0	-	438.0	-
負債				
デリバティブ - 流動及び固定部分				
先渡為替予約及びオプション	61.9	-	61.9	-
クロス・カレンシー金利スワップ	3.3	-	3.3	-
	65.2	-	65.2	-

2010年12月31日現在

(単位：百万ドル)	計上残高	以下を使用した公正価値測定 (報告日現在)：		
		同一資産の 活発な市場 における 市場価格 (レベル1)	その他の 重要な 観察可能 インプット (レベル2)	重要な 観察不能 インプット (レベル3)
資産				
売却可能有価証券				
社債	203.8	-	203.8	-
米国政府機関債	47.9	-	47.9	-
地方債	1.1	-	1.1	-
外国政府債	10.3	-	10.3	-
コマーシャル・ペーパー	16.1	-	16.1	-
譲渡性預金	131.4	-	131.4	-
売却可能有価証券合計	410.6	-	410.6	-
デリバティブ - 流動及び固定部分				
外国通貨先渡契約及びオプション	34.5	-	34.5	-
金利スワップ	1.5	-	1.5	-
	446.6	-	446.6	-
負債				
デリバティブ - 流動及び固定部分				
外国通貨先渡契約及びオプション	40.0	-	40.0	-
	40.0	-	40.0	-

当社は、売却可能有価証券を同一資産の店頭市場のブローカー価格に基づく市場アプローチを用いて評価している。

当社は、外国通貨先渡契約及び外国通貨オプションを活発な市場から入手した外国為替相場に基づく市場アプローチを用いて評価し、相手方信用リスクの継続評価を行っている。

当社は、金利スワップを公的に入手可能な市場イールド・カーブ及び当社のスワップ条件に基づく市場アプローチを用いて評価している。

当社は、クロス・カレンシー金利スワップを公的に入手可能な市場イールド・カーブ、活発な市場から入手した外国為替相場及び当社のスワップ条件に基づく市場アプローチを用いて評価している。当社はまた、相手方信用リスクの継続評価を行っている。

注記10. デリバティブ商品及びヘッジ活動

当社には、外国通貨為替リスク、商品価格リスク、金利リスク及び信用リスクを含む、現行の営業活動に関連する特定の市場リスクがある。当社は、通常の営業活動及び財務活動を通じてこれらの市場リスク及びその他の市場リスクに対する当社のエクスポージャーを管理している。現在、当社がデリバティブ商品を利用して管理しているリスクは金利リスク及び外国通貨為替リスクのみである。

金利リスク

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ

当社は金利デリバティブ商品を利用し、固定利付債務を変動利付債務に交換することによって金利の変動に対するエクスポージャーを管理している。これらの契約に基づき、当社は、合意された想定元本を用いて計算した固定金利と変動金利の差額を特定の間隔で交換することに合意している。この商品の目的は、現金及び現金同等物からの受取利息と支払利息をより緊密に調整することである。これらのデリバティブ商品は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に基づき公正価値ヘッジとして指定されている。デリバティブ商品の公正価値の変動は、当期の損益に計上され、対象債券の損益と相殺される。

2010年度に、当社は、想定元本総額250百万ドルの複数の9年固定 - 変動金利スワップ契約を締結した。これらの金利スワップ契約は、当社の500百万ドル、2019年11月30日満期の4.625%シニア・ノートに基づく固定利付債務の公正価値ヘッジとして指定されている。これらの金利スワップ契約に関して、当社は4.625%の固定金利を受取り、3ヶ月LIBORプラス平均133ベース・ポイントに相当する変動金利を支払う。

外国通貨為替リスク

当社はグローバルベースで事業活動を行っているため、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローが為替レートの変動によって悪影響を受けるリスクがある。為替レートの変動が当期純利益に与える潜在的な影響を軽減するために、当社は大手金融機関と先渡為替予約やオプションといったデリバティブ金融商品を締結している。当社には主として、ユーロ、スイスフラン、日本円、英ポンド、カナダドル、オーストラリアドル、韓国ウォン、スウェーデンクローナ、チェココルナ、タイバーツ、台湾ドル、南アフリカランド、ロシアルーブル及びインドルピー建の取引及び純資産に関する為替リスクがある。当社はトレーディング若しくは投機的な目的によるデリバティブ金融商品を締結していない。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ

当社の収益は、世界中で様々な通貨建で発生する。しかしながら、当社の棚卸資産の大部分は米ドル建で生産される。従って、為替レートの変動が当社の収益に及ぼす影響の割合は、売上原価とは異なることがある。為替レートの変動がキャッシュ・フローに及ぼす影響を最小限に抑えるために、当社は先渡為替予約及びオプションを締結して30ヶ月以内に発生が予想される棚卸資産の連結会社間の売上をヘッジしている。当社はこれらのデリバティブ商品をキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定している。

当社は、ヘッジ商品及びその予定取引に係るこれらの重要な条件に大きな変更がないことを検証し文書化することで、ヘッジの有効性について四半期ごとに評価を行う。また、当社は相手方の債務不履行に対するリスクが高まっているかどうかについても四半期ごとに評価を行う。将来キャッシュ・フローのヘッジとして認められるデリバティブに関しては、公正価値の変動に係る有効部分は一時的にその他の包括利益に計上され、その後、ヘッジ対象項目が当期純利益に影響を及ぼした時点で売上原価に認識される。デリバティブの公正価値における変動に対して非有効部分がある場合は、即時に売上原価に計上される。

2011年6月30日現在未決済である先渡契約及びオプションに関して、当社は、2011年7月から2013年12月までの一定の期日において、米ドルを購入してユーロ、日本円、英ポンド、カナダドル、オーストラリアドル、韓国ウォン、スウェーデンクローナ、チェココルナ、タイバーツ、台湾ドル、南アフリカランド、ロシアルーブル及びインドルピーを売却する、またスイスフランを購入して米ドルを売却する義務がある。米ドルを購入するために、第三者と締結した未決済の先渡契約及びオプションの想定元本は、2011年6月30日現在、14億ドルであった。スイスフランを購入するために、第三者と締結した未決済の先渡契約及びオプションの想定元本は、2011年6月30日現在、183.8百万ドルであった。

ヘッジ商品として指定されていないデリバティブ

当社は、企業の機能通貨以外の外貨建の金融資産及び負債に対する為替リスクを管理するため、1ヶ月の先渡為替予約を締結している。その結果、損益に認識される為替の再測定による損益は、通常、同報告期間における先渡為替予約に係る損益と相殺される。これらの相殺される損益は、再測定の対象の基礎となる資産及び負債が棚卸資産に関連する取引を含む場合、売上原価に計上される。これらの契約は各報告期間の最終日に決済される。従って、各報告期間末現在、貸借対照表に計上されるこれらの契約に未決済の残高はない。これらの契約の想定元本は、通常四半期に12億ドルから17億ドルの間である。

外国通貨為替リスク及び金利リスク

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ

2011年度に、機能通貨が日本円である当社の日本子会社は、当社のシニア・クレジット・ファシリティに基づき米ドル建143.0百万ドルの変動金利による借入を行った。当該借入金の日本円への再測定に伴う外国通貨為替リスク及び当該変動利付借入金に関連する金利リスクを管理するために、当社は想定元本総額11,798百万円の複数のクロス・カレンシー金利スワップ契約を締結している。当社はこれらのスワップを外国通貨為替リスク及び金利リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定した。クロス・カレンシー金利スワップの公正価値の変動に係る有効部分は一時的にその他の包括利益に計上され、その後、ヘッジ対象項目が当期純利益に影響を及ぼした時点で支払利息 - 純額に認識される。これらのクロス・カレンシー金利スワップ契約に関して、当社は0.1%の固定金利を支払い、3ヶ月LIBORプラス18.5ベース・ポイントに相当する変動金利を受取る。

損益計算書の開示

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ商品が当社の要約連結損益計算書に及ぼした影響は、以下の通りである。

(単位：百万ドル)	デリバティブ商品	損益計算書項目	デリバティブ商品に係る利益		ヘッジ対象項目に係る損失	
			6月30日に終了した6ヶ月間		6月30日に終了した6ヶ月間	
			2011年	2010年	2011年	2010年
	金利スワップ	支払利息 - 純額	4.0	-	(4.0)	-

2011年及び2010年6月30日に終了した6ヶ月間において、公正価値ヘッジ商品の非有効部分はなかった。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ商品が当社の要約連結貸借対照表上のその他の包括利益及び要約連結損益計算書に及ぼした影響は、以下の通りである。

(単位：百万ドル)	その他の包括利益 に認識された損益の金額		損益計算書項目	その他の包括利益 から組替えられた損益の金額	
	6月30日に終了した6ヶ月間			6月30日に終了した6ヶ月間	
	2011年	2010年		2011年	2010年
デリバティブ商品					
先渡為替予約	(74.1)	58.9	売上原価	(17.4)	7.6
為替オプション	3.7	-	売上原価	-	-
クロス・カレンシー金利 スワップ	0.2	-	支払利息 - 純額	(3.5)	-
	(70.2)	58.9		(20.9)	7.6

2011年及び2010年6月30日に終了した6ヶ月間において、ヘッジの非有効性部分及びヘッジの有効性評価から除外された金額により損益に認識された純額に重要性はなかった。

2011年6月30日現在、貸借対照表上に計上されているキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された未決済のデリバティブ商品の公正価値は、ヘッジ対象項目が未だ損益に影響を与えていない決済済のデリバティブと合わせて73.4百万ドルの未実現純損失（税効果考慮後で45.0百万ドル）であり、その他の累積包括利益に繰り延べられる。当該未実現損失のうち、43.0百万ドル（税効果考慮後で28.3百万ドル）は、今後12ヶ月間にわたり損益に組替えられる予定である。

ヘッジ商品として指定されていないデリバティブ

これらのデリバティブ商品による以下の損益は、当社の要約連結損益計算書に認識された。

(単位：百万ドル)	損益計算書項目	6月30日終了した6ヶ月間	
		2011年	2010年
先渡為替予約	売上原価	(13.7)	18.3

この影響額は、事業体の機能通貨以外の通貨建金融資産及び負債の為替の再測定によって損益計算書に認識された相殺される損益を含んでいない。

貸借対照表の開示

2011年6月30日及び2010年12月31日現在、公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された全てのデリバティブ商品は、貸借対照表上に公正価値で計上されている。当社の連結貸借対照表上で、当社が相手方との間にマスター・ネットティング契約を締結している場合、当社はこの相手方との個々の先渡契約及びオプションを純資産/負債ベースで認識する。総額ベースでのデリバティブ商品の公正価値は以下の通りである。

(単位：百万ドル)	2011年6月30日現在		2010年12月31日現在	
	貸借対照表項目	公正価値	貸借対照表項目	公正価値
資産デリバティブ				
先渡為替予約	その他の流動資産	27.1	その他の流動資産	32.2
為替オプション	その他の流動資産	1.8	その他の流動資産	0.4
先渡為替予約	その他の資産	5.8	その他の資産	11.6
為替オプション	その他の資産	4.6	その他の資産	2.3
金利スワップ	その他の資産	5.5	その他の資産	1.5
資産デリバティブ合計		44.8		48.0
負債デリバティブ				
先渡為替予約	その他の流動負債	66.3	その他の流動負債	37.6
クロス・カレンシー金利スワップ	その他の流動負債	3.3	その他の流動負債	-
先渡為替予約	その他の長期負債	28.1	その他の長期負債	14.4
負債デリバティブ合計		97.7		52.0

注記11. 法人所得税

当社は世界規模で事業を行っており、数多くの複雑な税法及び税務上の規制の対象となっている。当社の法人税申告は、定期的に複数の連邦、州及び外国の管轄区域において税務調査を受けている。法人税の税務調査は解決まで長期間を要する可能性があり、税法の解釈や会社利益の配分について紛争が生じた場合、法人所得税が大幅に修正されることもあり得る。2011年度第1及び第2四半期において、当社は複数の管轄区域で税務上の問題を解決したため、未認識の税務上の恩典に対する税金債務の純額及び法人所得税費用の双方が減少した。未認識の税務上の恩典に対する税金債務の純額は、調査状況の変化、除斥期間の満了及び当社による未認識の税務上の恩典の算定に影響を及ぼす可能性のあるその他の事象により、今後12ヶ月間に変動する可能性がある。当社は、未認識の税務上の恩典で予想される変動額を現時点で合理的に見積もることはできない。

2011年6月30日に終了した6ヶ月間における当社の実効税率は22.9%であった。当社の実効税率は、主に税率の低い海外で稼得した利益、上述の税務上の問題の解決及び当社の海外事業の利益と比べて米国税管轄内の利益を減少させた「特定賠償請求」に係る費用50.0百万ドルの未払計上により、米国の法定法人税率35%を下回っていた。

2011年5月に、IRSは当社の2005年度から2007年度の連邦法人税申告に関する調査を終了し、当社の一部の米国子会社と外国子会社間の利益を再配分する法人所得税の査定額を公表した。当社は適用される米国の税法を順守していると考えており、当社の税務ポジションについて断固として抗弁している。本件の最終的な解決は不確実であり、当社の将来の期間における法人所得税費用、経営成績及びキャッシュ・フローは重大な影響を受ける可能性がある。

注記12. 退職給付制度

当社は、米国及びプエルトリコの一部の従業員を対象とした確定給付年金制度を有している。確定給付年金制度に参加していない従業員は、当社の確定拠出年金制度の下で付加給付を受けている。当該制度による給付は主に、勤務年数及び加入者の報酬に基づいて決定される。米国及びプエルトリコの確定給付年金制度の他に、当社は、現地の法律に規定された、または政府が後援する制度と併合された退職制度及び退職給付制度を含む米国以外の様々な年金制度を有している。

当社の米国内外の確定給付退職制度に関する純年金費用の内訳は以下の通りである。

(単位：百万ドル)	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2011年	2010年
勤務費用	14.1	12.5
利息費用	10.2	9.0
期待運用収益	(15.8)	(12.9)
過去勤務費用の償却	(0.4)	(0.4)
未認識の数理計算上の損失の償却	3.7	1.7
純期間給付費用	11.8	9.9

2011年6月30日に終了した6ヶ月間において、当社は、米国及びプエルトリコの確定給付制度に対し36.5百万ドルを拠出し、2011年度の残りの期間中に追加拠出を行う予定はない、2011年6月30日に終了した6ヶ月間において、当社は国外の確定給付制度に対し7.9百万ドルを拠出し、2010年度の残りの期間中に国外の当該制度に対して約8百万ドルの拠出を行う予定である。

注記13. 1株当たり利益

以下は基本的及び希薄化後株式の算定のための加重平均株式数の調整である。

(単位：百万株)	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2011年	2010年
基本的1株当たり当期純利益の発行済加重平均株式数	192.1	202.4
ストック・オプション及びその他の株式報酬の希薄化効果	1.2	1.2
希薄化後1株当たり当期純利益の発行済加重平均株式数	193.3	203.6

2011年6月30日に終了した6ヶ月間において、普通株式を購入できる平均12.2百万個のオプションは、これらのオプションの行使価格が普通株式の平均市場価格よりも高かったため、希薄化後1株当たり利益の算定に含まれていない、2010年6月30日に終了した6ヶ月間において、平均13.1百万個のオプションが算定に含まれなかった。

2011年6月30日に終了した6ヶ月間において、当社は自社の普通株式6.1百万株を、1株当たり平均価格58.97ドル、手数料を含めて合計357.2百万ドルの現金で買戻した。2011年6月30日現在、2013年12月31日を期限とする15億ドルの株式買戻制度の下、約8億ドルの買戻しが引き続き承認されている。

注記14. セグメント情報

当社は、整形外科再建用インプラント、歯科インプラント、人工脊椎インプラント、整形外科外傷用製品及び関連する外科製品の設計、開発、製造及び販売を行っている。外科製品には、整形外科処置並びに手術後のリハビリテーションを補助するために設計された外科用品及び外科手術用機器が含まれている。当社はまた、その他の医療関連サービスも提供しているが、当該サービスの収益は当社の純売上高の1%未満である。事業は主に次の3つの地域セグメント別に行われている。主に米国で構成され、その他の北米、中米及び南米市場を含むアメリカ地域、主にヨーロッパで構成され、中東及びアフリカ市場を含むヨーロッパ地域、並びに主に日本で構成され、その他のアジア太平洋市場を含むアジア太平洋地域である。下記の通り、当社の報告セグメント別情報は、この構成を基にしている。経営陣は、株式報酬費用、棚卸資産の再評価、「特定賠償請求」、のれんの減損、「特別項目」、グローバル事業及び全社機能に関する営業費用を除いたセグメント別営業利益に基づき、報告セグメント別の業績を評価している。グローバル事業及び全社機能には、研究、開発設計、医学教育、ブランド・マネジメント、法務、財務、人事機能、米国及びプエルトリコに拠点を置く製造及び事業物流、並びに企業結合の会計処理によって生じた無形固定資産の償却が含まれている。関係会社間の相互取引はセグメント別営業利益から除外されている。

純売上高及びセグメント別営業利益は以下の通りである。

(単位：百万ドル)	純売上高		営業利益	
	6月30日に終了した6ヶ月間		6月30日に終了した6ヶ月間	
	2011年	2010年	2011年	2010年
アメリカ地域	1,238.3	1,225.0	613.4	614.3
ヨーロッパ地域	623.9	562.6	216.2	206.6
アジア太平洋地域	390.8	332.9	147.0	126.8
合計	2,253.0	2,120.5		
株式報酬費用			(31.7)	(30.6)
棚卸資産の再評価			(7.8)	(1.3)
特定賠償請求			(50.0)	(75.0)
特別項目			(39.0)	(14.1)
グローバル事業及び全社機能			(291.8)	(304.5)
営業利益			556.3	522.2

製品別純売上高は以下の通りである。

(単位：百万ドル)	6月30日に終了した6ヶ月間	
	2011年	2010年
再建用インプラント		
膝関節	933.1	913.3
股関節	682.3	632.8
四肢	83.6	76.6
合計	1,699.0	1,622.7
歯科	129.5	107.6
整形外科外傷用製品	139.2	118.2
人工脊椎	113.3	117.9
手術用品及びその他	172.0	154.1
合計	2,253.0	2,120.5

注記15. 契約債務及び偶発債務

製造物責任及び関連訴訟

当社は、通常の業務遂行上生じる製造物責任に係る賠償請求及び訴訟の対象となっている。当社は、外部の弁護士と協力して、未解決の賠償請求、関連する弁護士報酬及び既発生かつ未報告の賠償請求に関する現在の情報及び和解履歴情報に基づき、製造物責任に係る賠償請求に対する一般引当金を設定している。これらの製造物責任に係る一般引当金は、販売費及び一般管理費で認識される。当社はまた、一般引当金とは別に、損益計算書上に別項目で報告される、下記に記載のDurom®臼蓋コンポーネント（以下「Duromカップ」という）関連の賠償請求に対する引当金等、特定の製造物責任に係る賠償請求に対する引当金を設定することがある。当社は、自家保険の限度額の範囲内で、これらの賠償請求及びその他の賠償請求に伴う損失のための保険を保持している。

2008年7月22日、当社は、米国におけるDuromカップの販売及び流通を一時的に中止した。その後、複数の製造物責任訴訟及びその他の賠償請求が当社に対して主張された。これらの一部について当社は和解に至ったが、その他については未だ係争中である。将来、さらなる賠償請求がなされる可能性がある。

当社は、2011年及び2010年6月30日に終了した3ヶ月間におけるそれぞれ50.0百万ドル及び75.0百万ドルを含め、再手術に関して当社が予想するDuromカップ関連の賠償請求の見積額である総額229.0百万ドルの引当金を「特定賠償請求」として損益計算書に計上した。当初、「特定賠償請求」引当金は、最初の手術が2008年7月22日より前に行われ、その最初の手術から2年以内に再手術が行われるものに限られていた。しかしながら、その後の賠償請求に基づき、最初の手術から再手術までの期間に関わらず、当社は全世界で2008年7月22日より前に行った最初の手術に関する全ての賠償請求を見積りに含めるように修正した。当社は以前の見積りを超える賠償請求を受けたため、2011年6月30日に終了した3ヶ月間に引当金を50.0百万ドル追加計上する必要が生じた。

2008年度から2010年3月31日までに、当社は、最初の手術から2年経過後に再手術が行われた又は行われる予定であったDuromカップ訴訟関連の全世界の賠償請求に対して、42.7百万ドルを当社の製造物責任に係る一般引当金の一部として計上した。この金額のうち、10.9百万ドルは2010年3月31日に終了した3ヶ月間に計上されたものである。2010年度第2四半期より、当該訴訟に関する引当金の追加計上は、上述の通り「特定賠償請求」引当金の一部として計上している。

当社は、最初の手術が2008年7月22日より後に実施されたDuromカップ訴訟関連の賠償請求に対する全ての引当金を、引き続き当社の製造物責任に係る一般引当金の一部として計上する。2011年6月30日現在、販売停止後の賠償請求に対して、当社は合計9.0百万ドルの引当金累計額を計上している。

2011年6月30日現在の当社の見積りでは、最初の手術が2008年7月22日より前に行われた全てのDuromカップ関連の賠償請求に対する残存債務は159.8百万ドルであり、そのうち42.5百万ドルは当社の貸借対照表上で短期の「その他の流動負債」として、117.3百万ドルは長期の「その他の長期負債」として区分されている。当社はDuromカップ関連の賠償請求額の大部分を今後3年以内に支払う予定である。

Duromカップ関連の賠償請求に対する引当金の算定は、当社が最終的に受ける賠償請求の件数や1件当たりに支払う平均金額の見積りなど、重要な見積りに依拠している。当社が実際に受ける賠償請求の件数及び1件当たりに支払う平均金額は、当社の見積りとは異なる場合がある。当社は、Duromカップ関連の賠償請求から引当金計上済みの損失額を超えて生じる可能性のある将来の損失及び損失の範囲を合理的に見積もることができない。

2008年8月20日、マーゴ及びダニエル・ポレット夫妻は、当社及び非関連会社であるパブリック・コミュニケーションズ・インク（以下「PCI」という）に対し、ポレット夫人と配偶者のそれぞれが被ったと主張する損傷及びコンソーシアムの損失に関して不確定額の損害賠償を求める訴訟をペンシルバニア州フィラデルフィアの一般訴訟裁判所に提起した。当該訴状は、ポレット夫人が参加した当社のある膝関節製品のプロモーションビデオに関する被告の過失を主張するものであった。この訴訟は2010年11月に審理され、陪審は原告優位の評決を下した。陪審は補償的損害賠償を27.6百万ドルと裁定し、過失割合は原告が30%、当社が34%、PCIが36%とした。適用法令によれば、当社は、PCIに割当てられた損害賠償金のうち、同社が支払わない部分について責任を負う可能性がある。2010年12月2日、当社及びPCIは、陪審評決と異なる判決、再審理又は損害額縮減決定を求めて、審理後の救済の申立てを行った。2011年6月10日、裁判所は当社の審理後の救済の申立てを棄却する命令を下し、陪審評決を全面的に支持するとともに当社及びPCIに20.3百万ドルの支払いを命じる判決を下した。2011年6月29日、当社はペンシルバニア州上級裁判所に上訴通知書を提出し、評決の金額に利息を加えた保証金を納入した。当社は事実及び証拠から陪審評決には理由がないと考えている。当社は控訴審において陪審評決を覆すだけの強固な抗弁を有していると考えているため、2011年6月30日に終了した四半期又はそれ以前のいかなる期間においても要約連結損益計算書上で本件に関する費用を計上していない。以上から、当社は評決と同額の債務が発生する可能性は低いと考えており、最終的に発生する可能性のある損失について合理的に見積もることができない。当社は、陪審評決を覆すだけの強固な根拠を有していると考えているが、本件の最終的な解決は不確定である。当社は将来、一定の費用を当社の連結損益計算書に計上することを求められる可能性があり、これによって特定期間の経営成績が重大な悪影響を受ける可能性がある。

知的財産権及び関連訴訟

当社は通常の業務遂行上生じる特許権侵害による賠償請求、並びにその他の知的財産権関連の賠償請求及び訴訟の対象となっている。

2005年2月15日、ハウメディカ・オステオニクス・コーポレーションは当社及び非関連会社1社に対し、米国特許第6,174,934号、第6,372,814号、第6,664,308号及び第6,818,020号が侵害されたとして、ニュージャージー地区の連邦地方裁判所に提訴した。2007年6月13日、同裁判所は米国特許第6,174,934号、第6,372,814号及び第6,664,308号に対する主張に理由がないことについて略式判決を求める当社の申立てに対し、当該主張の全てにつき真偽不明ため理由がないと判断し、当社の申立てを認めた。2008年8月19日、米国特許第6,818,020号に対する特定の賠償請求の非侵害について略式判決を求める当社の申立てを同裁判所が認め、訴訟中で未解決の賠償請求の数は5件に減少した。2009年4月9日、当社の先の申立てに対して、米国特許商標局（以下「USPTO」という）は米国特許第6,818,020号に対する再調査手続きを開始した。USPTOは、複数の先例に照らし特許性のないものであるとして、米国特許第6,818,020号について過去に出された賠償請求を全て棄却した。2009年9月30日、裁判所は再審査手続の結果が出るまで訴訟手続きを停止する命令を下した。この停止命令の後、ハウメディカは「934号」、「814号及び「308号の特許に関する略式判決に対して上訴の申立てを行った。当該申立ては2010年1月13日に受理された。2010年10月13日、米国連邦巡回控訴裁判所は地方裁判所の「934号、「814号及び「308号の特許に対する請求を無効とする判決を支持した。2010年11月12日、ハウメディカは大法廷での再弁論を求める請願を行ったが、2010年12月14日に棄却された。2011年3月14日、ハウメディカは連邦巡回控訴裁判所の判決の見直しを求めて連邦最高裁判所に裁量上訴の請求を行ったが、2011年5月16日に棄却された。本件はその他、「020号の特許に対するUSPTOの再審査のみが係属中である。当社は、「020号の特許の侵害に対する当社の抗弁が有効かつ正当であると引き続き確信しており、この訴訟に対して断固として抗弁する意向である。

当社は、技術ライセンスとのロイヤリティ契約に関連する一部の進行中の契約紛争及びその他の紛争の当事者となっている。当社は当該ライセンスの賠償請求に対して断固として抗弁する意向である。本件は紛争解決に向けての予備的な段階にあるため、当社は当社が被る可能性のある損失を見積もることができず、また、本件によって起こり得る結果を見積もることができない。

政府調査

2007年9月、当社及びその他の整形外科業界の会社は、整形外科医に報酬を提供したコンサルティング契約、専門サービス契約及びその他の契約に関する米国政府調査について和解に至った。当該和解の一部として、保健福祉省の監察総監室（以下「OIG-HHS」という）と企業倫理協定（以下「CIA」という）を締結した。2012年に満了するCIAに基づき、当社は当社の強化されたコーポレート・コンプライアンス・プログラムの継続運用に合意した。当該プログラムは、連邦医療プログラム要件の遵守を推進するものである。当社はまた、独立審査機関を保持することに同意した。同機関は、当社が締結する契約が反キックバック法（42 U.S.C § 1320a-7b）に抵触しないことを確保するため、年次審査を実施し、CIAに規定された義務の遵守に係る評価を支援する。CIAに対して重大な違反をすると、OIG-HHSにより全ての連邦医療プログラムへの加入から排斥される事態が当社に生じ、これにより、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに重大な悪影響を与える可能性がある。

2007年9月に、証券取引委員会（以下「SEC」という）の職員が当社に対し、医療機器業界の会社が諸外国で医療機器を販売する際、海外汚職行為防止法（FCPA）に潜在的に違反していることに関連して調査を行っている旨を通知した。2007年11月に、当社は米国司法省（以下「DOJ」という）より、SECに提供する全ての情報をDOJにも任意で提供するように求める書簡を受領した。当該政府機関との話合いの過程で、当社は、南米2ヶ国における当社製品の独立販売業者の売上に関する情報をSEC及びDOJに任意で開示している。2011年度第1四半期に、当社は、当社が営業活動を行うアジア太平洋地域のほぼ全ての国における当社の事業活動に関連する文書及びその他の記録の提出を求めるSECからの召喚状を受領した。当社は当該召喚状に対応中である。当社はこの調査の結果を現時点で予測することはできない。

推定集団訴訟

2008年8月5日、当社及び当社の執行役員2名を被告とする、「Plumbers and Pipefitters Local Union 719 Pension Fund 対 ジンマー・ホールディングス・インク他」の訴状がインディアナ州南部地区の連邦地方裁判所に提出された。当該訴状は、2008年1月29日から2008年7月22日の間に当社の普通株式を購入した人々を代表する推定集団訴訟に関連するものである。当該訴状は、被告がオハイオ州ドーバーにおける当社の整形外科手術製品の製造事業及びDuronカップに関して進展を開示しなかったことによって連邦証券法に違反したと主張するものである。原告は、不確定額の損害賠償及び利息、弁護士報酬、諸費用並びにその他の救済命令を求めている。2008年12月24日、主任原告は、同様の期間に生じた同内容の賠償請求も併合して訴えを提起した。被告は、2009年2月23日、かかる併合して提起された訴えの棄却を求める申立てを行なった。2009年12月1日、裁判所は、確定力のない決定として原告によるかかる訴えを棄却した。2010年1月15日、原告はかかる訴えの修正許可を求める申立てを行った。2011年1月28日、裁判所は、原告のかかる訴えの修正許可を求める原告の申立てを退け、本件を棄却した。2011年2月25日、原告は米国連邦第7巡回区控訴裁判所へ控訴した。当社はこの訴訟にメリットはないと考えており、当社及び個々の被告は断固として抗弁する意向である。

2008年11月20日に、当社、当社の現役及び退任取締役並びに従業員の一部を被告とする、「デワルド 対 ジンマー・ホールディングス・インク他」の訴状がインディアナ州北部地区の連邦地方裁判所に提出された。当該訴状は、2007年10月5日から訴状提出日までの間に当社の米国又はプエルトリコにおける貯蓄投資プログラム（以下「制度」という）の参加者又は受益者であり、その取引が当社の普通株式への投資を含んでいた全ての人々を代表する推定集団訴訟に関連するものである。当該訴状はとりわけ、被告がジンマーの株式が賢明な投資ではなくなっていたときにジンマーの株式を当該制度における投資の選択肢として提供し続けることによって、1974年ERISA法（その後の変更を含む。）に定められた受託者義務に違反したこと、及び退職貯蓄をジンマーの株式に投資するリスクを制度参加者らに十分に説明するための完全かつ正確な情報を被告が制度参加者らに提供しなかったことを主張するものである。原告は、当該制度に対する不確定額の金銭支払い、差止めによる救済及び衡平法上の救済、弁護士報酬、諸費用並びにその他の救済を求めている。2009年1月23日、原告は、同様の損害賠償を請求し、集団訴訟の対象期間が2007年10月5日から2008年9月2日までであることを明確にする修正訴状を提出した。被告は2009年3月23日に当該修正訴状に基づく原告の請求を棄却する申立てを行った。この棄却の申立ては現在裁判所で係争中である。2009年6月12日、米国統合訴訟委員会は、デワルド訴訟をインディアナ州南部地区の連邦地方裁判所に移送し、上述のPlumbers and Pipefitters Local Union 719 Pension Fund訴訟と併合した公判前手続を行うよう命令を下した。当社はこの訴訟にメリットはないと考えており、当社及び個々の被告は断固として抗弁する意向である。

2【その他】

(1) 決算日後の状況

該当事項なし。

(2) 訴訟

連結財務書類注記15.「契約債務及び偶発債務」を参照のこと。

3【米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

本書記載のジンマーの連結財務書類は米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して作成されている。従って、日本において一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して作成される場合とは相違する部分がある。その主なものを要約すれば次の通りである。

(1) 退職年金給付

年金に関する雇用主の会計処理に係る財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）の指針では、年金費用は勤務費用、利息費用、年金資産の実際運用収益及び過去勤務費用の償却等を表し、純年金費用と実際拠出額との差額は未払又は前払年金費用として計上されている。年金給付債務は、将来の昇給を考慮に入れた予測給付債務（以下「PB0」という。）と将来の昇給を考慮に入れない累積給付債務（以下「AB0」という。）に分類される。AB0はさらに確定給付部分と未確定給付部分とに分かれる。AB0が年金資産を超過する場合は、追加最小年金負債が計上される。資産及び負債の実際額とその予測値から生じる数理計算上の差異は予測給付債務もしくは制度資産の公正価値のいずれか大きい方の10%を超える金額についてのみ平均残存勤務期間にわたり償却される。また、確定給付年金制度及びその他の退職後給付制度に関する雇用主の会計処理に係るFASBの指針により、年金資産とPB0の差額を資産又は負債として貸借対照表に計上し、当期の純年金費用として認識されていない未認識損益は税効果考慮後の金額で累積その他包括利益の1項目として計上することとされた。累積その他包括利益に計上された年金資産とPB0の差額は、その後、償却により純年金費用への計上を通じて累積その他包括利益からリサイクルされることになる。

日本においても、同様の会計処理の適用が要求されているが、追加最小負債についての規定はない。また、日本において数理計算上の差異は勤務期間にわたり償却され、数理計算上の差異が超える必要がある許容範囲の適用はない。また、PB0と年金資産の差額は貸借対照表に計上されず、未認識の数理計算上の差異と共に財務諸表の注記として開示される。

(2) 年金以外の退職後給付

年金以外の退職後給付に関する雇用主の会計処理に係るFASBの指針は、年金以外の退職後給付に関する予測給付費用に従業員の勤務期間にわたり計上することを求めている。

日本においては、このような会計処理について、公的な会計基準が公表されていない。

(3) 企業結合及びのれん

米国においては、企業結合に係るFASBの指針により、2009年1月1日以降に開始された企業結合については、取得法により会計処理することが要求されている。取得法の下で、買収企業は、取得対価に買収日現在の被買収企業に対するすべての非支配持分の公正価値を加えた金額が、取得した識別可能な純資産の公正価値を超える額として測定される買収日現在ののれんを認識する。FASBの指針では、のれん及び耐用年数が無期限である特定のその他の無形固定資産は、償却しないかわりに減損テストを行うことが要求されている。耐用年数が有限であるとされた無形固定資産は、各残存耐用年数にわたって償却される。

日本においては、「企業結合に係る会計基準」に従い一定の限られた状況についてのみ持分プーリングが適用されていた。ただし、2008年12月26日において「企業結合に係る会計基準」が改正され（基準名も「企業結合に関する会計基準」に改正）、2010年4月1日以降は共同支配企業の形成を除く全ての企業結合にパーチェス法が適用されることとなった。当該改正は2009年4月1日以降開始する事業年度から早期適用することができる。また、のれんは20年以内の期間で償却される。なお、負ののれんは、改正された「企業結合に関する会計基準」により、2010年4月1日以降開始事業年度より生じた事業年度の利益として処理され、原則として特別利益に表示されている。のれんの減損については、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損の測定と認識が要求される。

(4) 変動持分事業体の連結

米国において、FASBは変動持分事業体の連結に係る指針を公表している。当該指針は、事業体が変動持分事業体を連結すべきかどうかの判断基準を拡大しており、既存の非連結変動持分事業体（特別目的会社すなわちSPEを含むがその限りではない）が関連する当事者間で有効にリスクを分散していない場合には、第一受益者によって連結されることを要求している。

日本においては、変動持分事業体の連結に関する包括的基準は設定されていない。

(5) 撤退あるいは処分活動に関する費用

米国において、FASBは撤退または処分活動に関連するコストに関する会計処理に係る指針を公表している。当該指針は、撤退あるいは処分活動に関連する費用の債務につき、債務が生じた際にのみ当初の公正価値で認識及び測定することを求めている。

日本においては、撤退あるいは処分活動に関連する費用の会計処理に関する包括的な会計基準は設定されていないが、そのような費用は発生時に損益として認識される。

(6) 法人所得税の不確実性に関する会計処理

米国において、FASBは法人所得税法における不確実性に関する会計処理及び報告を明確にする指針を公表している。当該解釈指針は、所得税申告書で申告されている又は申告される予定の税務リスクに係る認識基準及び測定条件について規定している。当該解釈指針はまた、認識の中止、分類、利子税、課徴金、中間期の会計処理、開示及び移行についての指針を提示している。

日本においては、不確実な税務リスクに関する会計基準は制定されていない。

第7 【外国為替相場の推移】

日本円と米ドルとの為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度及び最近6月間において掲載されているので、本項の記載を省略する。

第8 【提出会社の参考情報】

当半期の開始日から本半期報告書提出日までの間において、次の書類を提出している。

(1)	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書及びその添付書類	平成23年4月11日関東財務局長に提出
(2)	2010年度有価証券報告書及びその添付書類	平成23年5月27日関東財務局長に提出
(3)	有価証券届出書(7-2)及びその添付書類	平成23年5月27日関東財務局長に提出
(4)	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書及びその添付書類	平成23年6月30日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。